

2つに2つを助子の共済金共済

1つに2つ共済金共済(1)

2つに2つ共済金共済(2)

2つに2つ共済金共済(3)

共済金給付手続きの手引き

1つに2つ共済金共済(4)

2つに2つ共済金共済(5)

2つに2つ共済金共済(6)

2つに2つ共済金共済

2つに2つ共済金共済(1)

2つに2つ共済金共済(2)

2つに2つ共済金共済

2つに2つ共済金共済(1)

2つに2つ共済金共済(2)

2つに2つ共済金共済(3)

2つに2つ共済金共済(4)

2つに2つ共済金共済・共済制度

2つに2つ共済金共済(1)

2つに2つ共済金共済(2)

<2つに2つ共済金共済制度>

<2つに2つ共済金共済制度>

<2つに2つ共済金共済制度>

1 共済金給付手続きについて

(1) 共済金について

- ① Uサポートとやまに入会後、共済事由が発生したときに所定の共済金が給付されます。
 - ② 共済金申請は会員からの自己申請になります。
- ※入会前に発生した事由や発生から2年以内に申請がないときは、給付は受けられません。

(2) 共済金給付の申請方法

- ① 慶弔共済金請求書兼証明書（4枚複写）を記入し、Uサポートとやま事務局へ提出、または郵送してください。
 なお、共済金の給付項目により添付書類が必要な場合があります。
 ※4枚目を取り外し、事業所控として下さい。万一4枚目をご提出された場合は、ご返送いたしませんのでご注意下さい。（サービスセンター公印省略とします。）
- ② 同一会員に複数の共済給付事由が発生した場合は、一枚の報告書にまとめて記入してください。（複数会員の使用はできません。）
 ただし、子の出産・入学・死亡については子一人につき一枚の報告書が必要です。
- ③ 会員の死亡、重度障害・後遺障害、住宅災害見舞金は書類が異なりますので、これらが発生した場合はUサポートとやま事務局へご連絡ください。（076-493-1354）

(3) 給付について

- ① 書類を審査し、会員が記入した会員ご本人の口座に振込みます。振込先を必ず記入してください。（ゆうちょ銀行は除く。）
 - ② 月末までに提出されたものを翌月20日に振込みます。
 なお、給付の通知は致しませんので、通帳記入をして入金を確認してください。
- ※ただし会員の死亡、重度障害・後遺障害、住宅災害見舞金の場合は、給付までその他の事由より期間を要します。

(4) その他

- ① 共済金請求書兼証明書（4枚複写）に記載されています次の事由は、Uサポートとやまでは給付対象外となっておりますのでご了承ください。
家族看護、古希祝、水晶婚・磁器婚・ルビー婚・サファイア婚祝、子の高校・大学入学祝、在会祝(全て)、退会餞別(全て)、定年退職退会餞別(全て)、勤続25年・35年・40年祝
- ② 公務災害見舞金の場合は枠外余白部分に記入して下さい。

2 共済給付金一覧および申請方法

共済金の申請には、2種類の申請用紙があり、申請できる給付事由は以下のとおりです。

(1) 共済金請求書兼証明書（4枚複写）で申請するもの

共済給付金項目		給付金額(円)	添付書類
結婚祝金	会員が婚姻届を提出したとき	10,000	戸籍の個人事項証明書*（コピー可） または婚姻届受理証明書（コピー可）
銀婚祝金	会員が婚姻届を提出してから満25年	15,000	戸籍の個人事項証明書（コピー可）
金婚祝金	会員が婚姻届を提出してから満50年	20,000	戸籍の個人事項証明書（コピー可）
成人祝金	会員が満20歳の誕生日を迎えたとき	10,000	運転免許書・健康保険証の写し、 住民票（コピー可）のいずれか
還暦祝金	会員が満60歳の誕生日を迎えたとき	10,000	運転免許書・健康保険証の写し 住民票（コピー可）のいずれか
出産祝金	会員または会員の配偶者が 出産したとき	10,000	母子健康手帳の出生届済証明書の写、 健康保険証写のいずれか
入学祝金	会員の子が小学校・中学校に 入学したとき	10,000	就学通知書ハガキの写、入学証明書、 生徒手帳写のいずれか
公務災害見舞金	会員が勤務中、 事故にあったとき	10,000	医師の診断書（コピー可）※1
勤続祝金	現在の事業所に勤務して 満10年、満15年、満20年、 満30年になったとき	10年 5,000 15年 5,000 20年 10,000 30年 20,000	なし ※2
配偶者の死亡	会員の配偶者が亡くなったとき	50,000	なし ※2

子の死亡	会員の子が亡くなったとき(妊娠7ヵ月以上で死産を含む)	20,000	なし ※2
親の死亡	会員及び配偶者の父母が亡くなったとき	10,000	なし ※2
休業見舞金	14日以上30日未満	5,000	なし ※2 詳しくは3ページ 「3 見舞金の申請方法」参照
	30日以上60日未満	10,000	
	60日以上90日未満	15,000	
	90日以上120日未満	20,000	
	120日以上	25,000	

*戸籍の個人事項証明書とは戸籍抄本のことです。

※1 記入欄がないので書類枠外余白に「公務災害」と記入してください。

※2 勤続祝、配偶者・子・親の死亡、休業見舞金に添付書類は要りません。

(注) 添付書類の不備・記入もれがあった場合、書類をお返しすることがあります。そのため、給付が遅れることがありますので、添付書類不備や記入もれにはご注意ください。

次の書類は共済事由が発生した後、Uサポートとやま事務局に電話をして受け取ります。

(2) 本人死亡・後遺障害共済金請求書(4枚複写)で申請するもの

共済給付金項目		給付金額(円)	添付書類
本人死亡	70歳以下	交通事故が原因	詳しくは3～5ページ 「4 死亡弔慰金の申請方法」参照
		不慮の事故が原因	
		その他が原因	
	71歳以上	交通事故が原因	詳しくは3～5ページ 「4 死亡弔慰金の申請方法」参照
		不慮の事故が原因	
		その他が原因	
重度障害見舞金	70歳以下	交通事故が原因	詳しくは5ページ 「5 重度障害・後遺障害…」参照
		不慮の事故が原因	
		その他が原因	
	71歳以上	交通事故が原因	詳しくは5ページ 「5 重度障害・後遺障害…」参照
		不慮の事故が原因	
		その他が原因	
事故による後遺障害	年齢問わず	交通事故	詳しくは5ページ 「5 重度障害・後遺障害…」参照
		不慮の事故	

※それぞれに添付書類が必要です。

※Uサポートとやま事務局から郵送して記入する書類と、会員または受取人が準備する書類がありますので、該当ページを参照してください。

(3) 以下の申請は現場調査を必要としますので、担当者が書類を持って伺います。

共済給付金項目		給付金額(円)	添付書類	
住宅災害見舞金	火災	全焼	詳しくは3ページ 「3 見舞金の申請方法」参照	
		半焼		
		一部焼		
	風水害	全壊	詳しくは3ページ 「3 見舞金の申請方法」参照	
		半壊		
		床上浸水		
		一部壊		
	同居親族の死亡(一名につき)		10,000	詳しくは3ページ 「3 見舞金の申請方法」参照

3 見舞金の申請方法

(1) 休業見舞金

会員が傷病のため連続して事業所を以下の期間休業した場合、給付されます。

休業日数	給付金額(円)
14日以上30日未満	5,000
30日以上60日未満	10,000
60日以上90日未満	15,000
90日以上120日未満	20,000
120日以上	25,000

共済金請求書兼証明書（4枚複写）を記入し、Uサポートとやま事務局に提出、または郵送してください。

※添付書類は要りません。

* 休業日数について

休業した日から出勤した前日までを週休日・休日等を含め連続して数えてください。

同一の傷病の場合は、

- ・休業の後10日以内の出勤があり、再休業した場合は出勤日を含めて数えます。
- ・休業の後、出勤日が11日以上120日以内あった場合は休業日数のみを数えます。
- ・休業の後121日以上120日以内の出勤があり、再休業した場合は別の傷病とみなし、前回の休業と再休業日数を加算して申請することはできません。

異なる傷病の場合は、それぞれの休業日数を数えます。

- ・例えば、骨折して18日休業し、1日出勤したのち病気で42日休業した場合は、14日以上休業と、30日以上休業で別々に申請します。
- ・前回の休業と再休業日数を加算して申請することはできません。

(2) 住宅災害・それによる同居親族の死亡

火災、自然災害によって会員が居住する建物が損害を被った場合、損害の程度によって共済金を給付します。また、それによって同居する親族に死亡者が出た場合、それぞれ共済金を給付します。

※現場調査が必要ですので、発生した場合はすぐにUサポートとやま事務局へご連絡ください。(076-493-1354) 担当者が申請書類を持って伺います。

4 死亡弔慰金の申請方法

会員が病気、事故などにより死亡したとき給付されます。発生した場合は早急にUサポートとやま事務局にご連絡ください。(076-493-1354) 必要な書類一式を郵送しますので、それに従い申請してください。

※ただし、Uサポートとやま加入一年以内の自殺行為による死亡は給付対象になりません。

(1) 共済金の受取人について

共済金の受取りは通常会員本人になりますが、会員が死亡したとき共済金受取人が発生します。その順位を以下のとおり定めます。

- ① 会員の配偶者
- ② 会員の死亡時、会員の収入により生計を維持していた会員の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹
- ③ 会員の死亡時、会員の収入により生計を維持していた会員の配偶者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹
- ④ ②に該当しない会員の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹
- ⑤ ③に該当しない会員の配偶者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

※①～⑤において同順位の共済金受取人が2人以上あるときは、代表者1人を定めます。この場合、その代表者は他の共済金受取人を代表するものとします。

※文章中の「会員の死亡時、会員の収入により生計を維持していた」とは、会員の収入により、日常の消費生活の全部または一部を営んでおり、会員の収入がなければ通常的生活水準を維持することが困難となるような関係が常態であった場合をいいます。

※上記に該当する者がいない場合はUサポートとやま事務局へご連絡ください。(076-493-1354)

(2) 死亡共済金の受取りについて

- ①事業所は会員が死亡した旨をUサポートとやま事務局へご連絡ください。(076-493-1354)
- ②Uサポートとやま事務局から事務所を通じて、本人死亡・後遺障害共済金請求書(4枚複写)とその他必要書類を受取り、受取人本人が書類を記入します。
- ③事業所は会員の脱会の異動報告書(3枚複写)をUサポートとやま事務局に提出、または郵送します。
- ④本人死亡・後遺障害共済金請求書(4枚複写)とその他必要書類、添付書類を揃えてUサポートとやま事務局へ提出、または郵送します。
- ⑤書類を審査し、受取人が記入した口座に振込みます。

(3) 70歳以下本人死亡について

《 交通事故による死亡(250,000円)の場合の提出書類 》

- ①本人死亡・後遺障害共済金請求書(4枚複写)
- ②死亡診断書または死体検案書(コピー可)
- ③会員と受取人の関係を証明するものとして戸籍など(コピー可)
- ④交通事故である証明(コピー可)
自動車安全運転センターが発行する交通事故証明書または救急用自動車の出動証明書等
- ⑤その他必要書類
※①、⑤についてはUサポートとやま事務局から郵送します。
※ただし、会員の過失(事故時に泥酔、酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしていた等)による事故の場合は給付対象になりません。

《 不慮の事故による死亡(150,000円)の場合の提出書類 》

交通事故以外の急激かつ偶然な外因による事故、または法定・指定伝染病により会員が死亡したとき給付されます。

- ①本人死亡・後遺障害共済金請求書(4枚複写)
- ②死亡診断書または死体検案書(コピー可)
- ③会員と受取人の関係を証明するものとして戸籍など(コピー可)
- ④不慮の事故である証明(コピー可)
救急用自動車の出動証明書等、その他事故に応じた証明書類
- ⑤その他必要書類
※①、⑤についてはUサポートとやま事務局から郵送します。

《 その他の死亡(100,000円)の場合の提出書類 》

- ①本人死亡・後遺障害共済金請求書(4枚複写)
- ②死亡診断書または死体検案書(コピー可)
- ③会員と受取人の関係を証明するものとして戸籍など(コピー可)
- ④その他必要書類
※①、④についてはUサポートとやま事務局から郵送します。

(4) 71歳以上本人死亡について

《 交通事故による死亡(200,000円)の場合の提出書類 》

- ①本人死亡・後遺障害共済金請求書(4枚複写)
- ②死亡診断書または死体検案書(コピー可)
- ③会員と受取人の関係を証明するものとして戸籍など(コピー可)
- ④交通事故である証明(コピー可)
自動車安全運転センターが発行する交通事故証明書または救急用自動車の出動証明書等
- ⑤その他必要書類
※①、⑤についてはUサポートとやま事務局から郵送します。
※ただし、会員の過失(事故時に泥酔、酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしていた等)による事故の場合は給付対象になりません。

《 不慮の事故による死亡（100,000円）の場合の提出書類 》

交通事故以外の急激かつ偶然な外因による事故または法定・指定伝染病により会員が死亡したとき給付されます。

- ①本人死亡・後遺障害共済金請求書（4枚複写）
 - ②死亡診断書または死体検案書（コピー可）
 - ③会員と受取人の関係を証明するものとして戸籍など（コピー可）
 - ④不慮の事故である証明（コピー可）、救急用自動車の出動証明書等、その他事故に応じた証明書類
 - ⑤その他必要書類
- ※①、⑤についてはUサポートとやま事務局から郵送します。

《 その他の死亡（50,000円）の場合の提出書類 》

- ①本人死亡・後遺障害共済金請求書（4枚複写）
 - ②死亡診断書または死体検案書（コピー可）
- ※①についてはUサポートとやま事務局から郵送します。

5 重度障害・後遺障害見舞金の申請方法

(1) 重度障害

病気、交通事故等により受けた傷害が治癒したあとも残存する障害で、今後回復する見込みのない状態と医師が判断したときに給付されます。発生した場合はUサポートとやま事務局へご連絡ください。(076-493-1354) 必要な書類一式を郵送しますので、それに従い申請してください。

※6ページ「身体障害等級別支払割合表」の第1級、第2級及び第3級の2、3、4のいずれかに該当する障害につき給付対象となります。

※ただし、Uサポートとやま事務局加入一年以内の自殺行為によるものは給付対象になりません。

	70歳以下	71歳以上
交通事故が原因	250,000円以内	200,000円以内
不慮の事故が原因	150,000円以内	100,000円以内
その他が原因	100,000円以内	50,000円以内

《 交通事故、または不慮の事故が原因の場合の提出書類 》

- ①本人死亡・後遺障害共済金請求書（4枚複写）
 - ②医師の後遺障害診断書（所定の用紙）
 - ③交通事故、または不慮の事故である証明書（コピー可）
 - ④その他必要書類
- ※①、②、④はUサポートとやま事務局から郵送します。

《 病気が原因の場合の提出書類 》

- ①本人死亡・後遺障害共済金請求書（4枚複写）
 - ②医師の後遺障害診断書（所定の用紙）
- ※①、②はUサポートとやま事務局から郵送します。

(2) 事故による後遺障害

交通事故、不慮の事故により受けた傷害が治癒したあとも残存する障害で、今後回復する見込みのない状態と医師が判断したときに給付されます。

※6ページ「身体障害等級別支払割合表」の第3級の1、5及び第4級から第14級のいずれかに該当する障害につき給付対象となります。

交通事故	年齢問わず	最高135,000円
不慮の事故	年齢問わず	最高45,000円

《 提出書類 》

- ①本人死亡・後遺障害共済金請求書（4枚複写）
 - ②医師の後遺障害診断書（所定の用紙）
 - ③交通事故、または不慮の事故である証明書（コピー可）
 - ④その他必要書類
- ※①、②、④はUサポートとやま事務局から郵送します。

<身体障害等級支払割合表>

等級	身体障害	支払割合
第1級	<ol style="list-style-type: none"> 1. 両眼が失明したもの 2. そしゃく及び言語の機能を廃したもの 3. 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 4. 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 5. 削除 6. 両上肢をひじ関節以上で失ったもの 7. 両上肢の用を全廃したもの 8. 両下肢をひざ関節以上で失ったもの 9. 両下肢の用を全廃したもの 	100%
第2級	<ol style="list-style-type: none"> 1. 一眼が失明し、他眼の視力が0.02以下になったもの 2. 両眼の視力が0.02以下になったもの 2の2. 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの 2の3. 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの 3. 両上肢を腕関節以上で失ったもの 4. 両下肢を足関節以上で失ったもの 	100%
第3級	<ol style="list-style-type: none"> 1. 一眼が失明し、他眼の視力が0.06以下になったもの 2. そしゃく又は言語の機能を廃したもの 3. 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの 4. 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの 5. 両手の手指の全部を失ったもの 	<div style="border-bottom: 1px dashed black; padding-bottom: 2px;">90%</div> <div style="border-bottom: 1px dashed black; padding-bottom: 2px;">100%</div> <div style="padding-bottom: 2px;">90%</div>
第4級	<ol style="list-style-type: none"> 1. 両眼の視力が0.06以下になったもの 2. そしゃく及び言語の機能に著しい障害を残すもの 3. 両耳の聴力を全く失ったもの 4. 一上肢をひじ関節以上で失ったもの 5. 一下肢をひざ関節以上で失ったもの 6. 両手の手指の全部の用を廃したもの 7. 両足をリスフラン関節以上で失ったもの 	80%
第5級	<ol style="list-style-type: none"> 1. 一眼が失明し、他眼の視力が0.1以下になったもの 1の2. 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの 1の3. 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの 2. 一上肢を腕関節以上で失ったもの 3. 一下肢を足関節以上で失ったもの 4. 一上肢の用を全廃したもの 5. 一下肢の用を全廃したもの 6. 両足の足指の全部を失ったもの 	70%
第6級	<ol style="list-style-type: none"> 1. 両眼の視力が0.1以下になったもの 2. そしゃく又は言語の機能に著しい障害を残すもの 3. 両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの 3の2. 一耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの 4. せき柱に著しい奇形又は運動障害を残すもの 5. 一上肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの 6. 一下肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの 7. 一手の5の手指又は母指及び示指を含み4の手指を失ったもの 	60%
第7級	<ol style="list-style-type: none"> 1. 一眼が失明し、他眼の視力が0.6以下になったもの 2. 両耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの 2の2. 一耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの 3. 神経系統の機能又は精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの 4. 削除 5. 胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの 	50%

	<ul style="list-style-type: none"> 6. 一手の母指及び示指を失ったもの又は母指若しくは示指を含み3以上の手指を失ったもの 7. 一手の5の手指又は母指及び示指を含み4の手指の用を廃したのもの 8. 一足をリスフラン関節以上で失ったもの 9. 一上肢に仮関節を残し、著しい運動障害を残すもの 10. 一下肢に仮関節を残し、著しい運動障害を残すもの 11. 両足の足指の全部の用を廃したのもの 12. 女子の外ぼうくに著しい醜状を残すもの 13. 両側のこう丸を失ったもの 	
第8級	<ul style="list-style-type: none"> 1. 一眼が失明し、又は1眼の視力が0.02以下になったもの 2. せき柱に運動障害を残すもの 3. 一手の母指を含み2の手指を失ったもの 4. 一手は母指及び示指又は母指若しくは示指を含み3以上の手指の用を廃したのもの 5. 一下肢を5センチメートル以上短縮したもの 6. 一上肢の3大関節中の1関節の用を廃したのもの 7. 一下肢の3大関節中の1関節の用を廃したのもの 8. 一上肢に仮関節を残すもの 9. 一下肢に仮関節を残すもの 10. 一足の足指の全部を失ったもの 11. ひ臓又は一側のじん臓を失ったもの 	45%
第9級	<ul style="list-style-type: none"> 1. 両眼の視力が0.6以下になったもの 2. 一眼の視力が0.06以下になったもの 3. 両眼に半盲症、視野狭さく又は視野変状を残すもの 4. 両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの 5. 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの 6. そしゃく及び言語の機能に障害を残すもの 6の2. 両耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの 6の3. 一耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの 7. 一耳の聴力を全く失ったもの 7の2. 神経系統の機能又は精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの 7の3. 胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの 8. 一手の母指を失ったもの、示指を含み2の手指を失ったもの又は母指及び示指以外の3の手指を失ったもの 9. 一手の母指を含み2の手指の用を廃したのもの 10. 一足の第1の足指を含み2以上の足指を失ったもの 11. 一足の足指の全部の用を廃したのもの 12. 生殖器に著しい障害を残すもの 	30%
第10級	<ul style="list-style-type: none"> 1. 一眼の視力が0.1以下になったもの 2. そしゃく又は言語の機能に障害を残すもの 3. 十四歯以上に対し歯科補てつを加えたもの 3の2. 両耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの 4. 一耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの 5. 一手の示指を失ったもの又は母指及び示指以外に2の手指を失ったもの 6. 一手の母指の用を廃したもの、示指を含み2の手指の用を廃したもの又は母指及び示指以外の3の手指の用を廃したのもの 7. 一下肢を3センチメートル以上短縮したもの 8. 一足の第1の足指又は他の4の足指を失ったもの 9. 一上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの 10. 一下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの 	20%
第11級	<ul style="list-style-type: none"> 1. 両眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの 2. 両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの 3. 一眼のまぶたに著しい欠損を残すもの 3の2. 10歯以上に対し歯科補てつを加えたもの 3の3. 両耳の聴力が1メートル以上の距離では小声を解することができない程度になっ 	15%

	たもの 4. 一耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの 5. せき柱に奇形を残すもの 6. 一手の中指又は薬指を失ったもの 7. 一手の示指の用を廃したものと又は母指及び示指以外の2の手指の用を廃したものと 8. 一足の第1の足指を含み2以上の足指の用を廃したものと 9. 胸腹部臓器に障害を残すもの	
第12級	1. 一眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの 2. 一眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの 3. 七歯以上に対し歯科補てつを加えたもの 4. 一耳の耳かくの大部分を欠損したもの 5. 鎖骨、胸骨、ろく骨、肩こう骨又は骨盤骨に著しい奇形を残すもの 6. 一上肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの 7. 一下肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの 8. 長管骨に奇形を残すもの 9. 一手の中指又は薬指の用を廃したものと 10. 一足の第2の足指を失ったもの、第2の足指を含み2の足指を失ったもの又は第3の足指以下の3の足指を失ったもの 11. 一足の第1の足指又は他の4の足指の用を廃したものと 12. 局部にがん固な神経症状を残すもの 13. 男子の外ばうに著しい醜状を残すもの 14. 女子の外ばうに醜状を残すもの	10%
第13級	1. 一眼の視力が0.6以下になったもの 2. 一眼に半盲症、視野狭さく又は視野変状を残すもの 3. 両眼のまぶたの一部に欠損を残し、又はまつげはげを残すもの 3の2. 五歯以上に対し歯科補てつを加えたもの 4. 一手の小指を失ったもの 5. 一手の母指の指骨の一部を失ったもの 6. 一手の示指の指骨の一部を失ったもの 7. 一手の示指の末関節を屈伸することができなくなったもの 8. 一下肢を1センチメートル以上短縮したもの 9. 一足の第3の足指以下の1又は2の足指を失ったもの 10. 一足の第2の足指の用を廃したものと、第2の足指を含み2の足指の用を廃したものと又は第3の足指以下の3の足指の用を廃したものと	7%
第14級	1. 一眼のまぶたの一部に欠損を残し、又はまつげはげを残すもの 2. 三歯以上に対し歯科補てつを加えたもの 2の2. 一耳の聴力が1メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの 3. 上肢の露出面にてのひらの大きさの醜いあとを残すもの 4. 下肢の露出面にてのひらの大きさの醜いあとを残すもの 5. 一手の小指の用を廃したものと 6. 一手の母指及び示指以外の手指の指骨の一部を失ったもの 7. 一手の母指及び示指以外の手指の末関節を屈伸することができなくなったもの 8. 一足の第3の足指以下の1又は2の足指の用を廃したものと 9. 局部に神経症状を残すもの 10. 男子の外ばうに醜状を残すもの	4%

- 備考1) 視力の測定は、万国式試視力表による。屈折異常のあるものについてはきょう正視力について測定します。
- 2) 手指を失ったものとは、母指は指関節、その他の手指は第1指関節以上を失ったものをいいます。
- 3) 手指の用を廃したものとは、手指の末節の半分以上を失い、又は中手指節関節若しくは第1指関節（母指にあっては指関節）に著しい運動障害を残すものをいいます。
- 4) 足指を失ったものとは、その全部を失ったものをいいます。
- 5) 足指の用を廃したものとは、第1の足指の末節の半分以上、その他の足指は末関節以上を失ったもの又は中足指関節もしくは第1指関節（第1の足指にあっては指関節）に著しい運動障害を残すものをいいます。
- (注) 労働者災害補償保険法施行規則（昭和30年9月1日労働省令第22号）別表第1（第14条、第15条、第18条の8関係）[障害等級表]によります。